

2020年9月11日
大樹生命保険株式会社

入院初期給付金のお支払いにおけるお取扱いの一部変更について

大樹生命保険株式会社（代表取締役社長 吉村 俊哉、以下「当社」）では、「入院初期費用給付特約」等に定める入院初期給付金のお支払いについて、下記の通り、従来のお取扱いを一部変更するとともに、一部のお客さまについては、過去の入院についても追加支払いを行いますのでお知らせいたします。

記

1. お取扱いを一部変更する特約の名称と発売期間等

○特約名称

- ・入院初期費用給付特約
- ・入院初期費用給付特約（終身型）
- ・ファミリー入院初期費用給付特約

○上記特約が付加された契約

- ・ザ・ベクトル
- ・快適生活-R
- ・プロローグ-M

○販売期間

2003年（平成15年）4月から2007年（平成19年）7月

※2007（平成19年）年8月以降は中途付加のみのお取扱いです。

○特約の概要

不慮の事故による傷害や疾病で1日以上入院されたとき、一時金（入院初期給付金）をお支払いします。（1回のお支払いにつき1万円から5万円）

2. お取扱いの一部変更によりお支払いの対象となる入院について

当該特約の支払事由に該当する入院をされ、入院初期給付金をお支払いしたご契約において、その後、同一の傷病で複数回入院した場合に、当該給付金が支払われた入院（事例では入院A）の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院の一部について、入院初期給付金のお支払い対象となる入院としてお取り扱いいたします。

※具体的な事例については、次頁を参照願います。

<入院初期給付金のお支払いにおいて、お取扱いが一部変更となる事例>

入院初期給付金をお支払いした後に、同一の疾病で複数回入院した場合

◎変更後のお支払い

■入院Aは初回の入院であり入院初期給付金のお支払い対象(従来どおり)

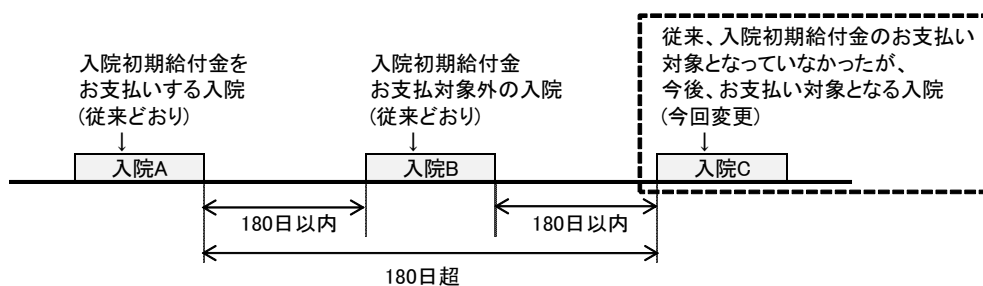
■入院Bは入院Aの退院日の翌日から180日以内に開始した入院であり入院初期給付金のお支払い対象外(従来どおり)

■入院Cは入院Aの退院日の翌日から180日経過後に開始した入院であり入院初期給付金のお支払い対象

→対象外から対象に変更

入院Cは従来お支払い対象となっていませんでしたが、今後はお支払いの対象となります。

また、過去にお支払いしていなかったお客さまに対してもお支払いをいたします。



(注)上の例は入院初期給付金のお取り扱い変更となる事例をイメージで示したもので、実際の事例とは異なります。

また、全ての事例を網羅したものではありません。

3. お取扱いの一部変更に伴う追加支払について

○お取扱いの一部変更に伴い、一部のお客さまについては、過去の入院についても追加支払いを行います。

○対象契約数：1,370件、追加支払金額：5,139万円

4. 照会先

追加支払いに該当するお客さまにつきましては、ご契約情報に基づき、当社から個別にご案内をさせていただきます。お客さまの住所変更等によりご案内が遅れる場合もごさいますので、当件についてのお問い合わせにつきましては、以下の<お問い合わせ先>までご照会いただきますようお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

大樹生命 お客さまサービスセンター 0120-318-766

受付時間：平日9:00~17:00

(土・日・祝日・年末年始(12/31-1/3)を除く)

以上